

船員保険の職務外疾病部門と健康保険制度との比較

		船員保険法 (昭和14年法律第73号)	健康保険法 (大正11年法律第70号)	備	考
適用範囲	強制加入の被保険者	船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者 (第17条)	適用事業所に使用される者 (第3条第1項)		
	適用除外等	国または地方公共団体に使用される者であつて恩給法の適用を受ける者 (第17条)	1 船員保険の被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。) 2 臨時に使用される者であつて、日々雇入れられる者(雇入れ期間が1月を越える場合を除く。) 3 2か月以内の期間を定めて使用される者(引き続き使用されるに至つた場合を除く。) 4 所在地が一定しない事業所に使用される者 5 季節的業務に使用される者(継続して4か月を超えて使用される場合を除く。) 6 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して4か月を超えて使用される場合を除く。) 7 国民健康保険組合の事業所に使用される者 8 保険者又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者の期間に限る。) (第3条第1項)	国家公務員共済組合法(昭和33年法律128号)又は地方公務員等共済組合法による共済組合の組合員である船員保険被保険者には保険給付はしない。 (第15条第1項)	
	(適用事業所)		1 次に掲げる事業の事業所であつて、常時5人以上の従業員を使用するもの ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業 ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 ③ 鉱物の採掘又は採取の事業 ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業 ⑥ 貨物積卸しの事業 ⑦ 焼却、清掃又はとさつの事業 ⑧ 物の販売又は配給の事業 ⑨ 金融又は保険の事業 ⑩ 物の保管又は賃貸の事業 ⑪ 媒介周旋の事業 ⑫ 集金、案内又は広告の事業 ⑬ 教育、研究又は調査の事業 ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業 ⑮ 通信又は報道の事業 ⑯ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業 2 1に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であつて、常時従業員を使用するもの (第3条第3項)		
	疾病任意継続被保険者 (任意継続被保険者)	資格喪失前2カ月以上の被保険者期間のある者 (第19条ノ3)	左と同じ (第3条第4項)		
	適用除外	健康保険の被保険者(日雇特例被保険者を除く。) (第19条ノ3)	船員保険の被保険者 (第3条第4項)		

船員保険の職務外疾病部門と健康保険制度との比較

		船員保険法 (昭和14年法律第73号)	健康保険法 (大正11年法律第70号)	備 考
給 付	療養の給付	<p>被保険者および被保険者であった者の給付対象傷病に関して療養の給付を行う。</p> <p>「給付対象傷病」とは、次の区分による被保険者および被保険者であった者の疾病または負傷とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 75歳未満の被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者を除く。）は、疾病または負傷 2 75歳未満の被保険者（老人保健法による医療を受けることができる者に限る。）および75歳以上の被保険者は、 <ol style="list-style-type: none"> ① 職務上の事由または通勤により疾病もしくは負傷またはこれに発した疾病 ② 雇入契約存続中の職務外の事由による疾病もしくは負傷またはこれに発した疾病（船員法第89条第2項による療養補償を受けられるものに限る。） 3 被保険者であった者は、資格喪失前に発した疾病もしくは負傷またはこれに発した疾病 <p style="text-align: right;">（第28条第1項、第28条第3項）</p>	<p>被保険者（老人保健法による医療を受けることができる者を除く。）の疾病または負傷に関して療養の給付を行う。</p> <p style="text-align: right;">（第63条）</p>	<p>船員保険法における療養の給付等の規定は、職務外給付と職務上給付の両方をカバーしていることに留意が必要。</p> <p>船員保険法第28条第3項第3号に基づき、「被保険者であった者」が純粋な職務外の疾病・負傷について療養の給付を受けるのは、資格喪失直後に日雇特別被保険者となった場合のみ</p> <p>健康保険法においても、資格喪失直後に日雇特別被保険者となった場合には、日雇特別被保険者として保険給付を受けられるようになるまでの間は、資格喪失前から引き続き受けている療養について従前の資格に基づいて保険給付を受けることができる。（健康保険法第98条）</p>
	範 囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給 <p style="text-align: right;">（第28条第1項）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 左と同じ 2 左と同じ 3 左と同じ 4 左と同じ 5 左と同じ <p style="text-align: right;">（第63条第1項）</p>	<p>船員保険法上「自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給」がいわゆる下船後3月を除く純粋な職務外の疾病・負傷について行われるときは、その費用は労使が折半して負担する保険料でまかなわれる。</p> <p>ILO第55号条約においては、雇入契約存続中に発生した疾病・負傷について、発生後最低16週の間は「食糧及び宿泊」については船船所有者の責任において提供することが求められている。</p>
	一 部 負 担 金	<p>保険医療機関または保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、療養に要する費用に次の割合を乗じた額を支払わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 70歳未満（70歳に達する日の属する月以前を指す。以下同じ。）の者は、3割 2 70歳以上（70歳に達する日の属する月の翌月以後を指す。以下同じ。）の者は、1割（一定以上所得者は2割） <p style="text-align: right;">（第28条ノ3第1項）</p>	<p>左と同じ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 左と同じ 2 左と同じ <p style="text-align: right;">（第74条第1項）</p>	<p>「保険医療機関等」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険医療機関又は保険薬局 ② 船員保険の被保険者に対し診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定するもの <p>「一定以上所得者」とは、平均標準報酬月額が28万円以上の者（収入が637万円（被扶養者がいない者）にあっては、450万円）に満たない者を除く。）を指す。以下同じ。</p> <p>「保険医療機関等」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所 ② 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの ③ 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

船員保険の職務外疾病部門と健康保険制度との比較

		船員保険法 (昭和14年法律第73号)	健康保険法 (大正11年法律第70号)	備	考
給 付	家族療養費	被扶養者（老人保健法による医療を受けることができる者を除く。）が保険医療機関等または特定承認保険医療機関から療養を受けたときは被保険者に対し、療養に要した費用を支給する。 (第31条ノ2第1項)	左と同じ (第110条第1項)		
	自己負担額	1 3歳未満(3歳に達する日の属する月以前を指す。)の者は費用の2割 2 3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月以後を指す。)70歳未満の者は費用の3割 3 70歳以上の者は費用の1割(70歳以上の一定以上所得者の被扶養者は費用の2割) ただし、上記のほか食事療養に係る標準負担額に相当する額を別途自己負担 (第31条ノ2第2項)	左と同じ (第110条第2項)		
	家族訪問看護療養費	被扶養者（老人保健法による医療を受けることができる者を除く。）が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用を支給する。 (第31条ノ3第1項)	左と同じ (第111条第1項)		
	自己負担額	1 3歳未満の者は平均的な費用として定められた額の2割 2 3歳以上70歳未満の者は平均的な費用として定められた額の3割 3 70歳以上の者は平均的な費用として定められた額の1割(一定以上所得者は平均的な費用として定められた額の2割) (第31条ノ3第2項)	左と同じ (第111条第2項)		
	高額療養費	療養の給付について支払われた一部負担金の額または療養（食事療養を除く。）に要した費用の額から、その療養につき特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費もしくは家族訪問看護療養費として支給される額を控除した額が著しく高額である場合に支給する。 (第31条ノ6第1項)	左と同じ (第115条第1項)		
	自己負担限度額	自己負担額が下記の自己負担限度額を超える場合は、その超える額を支給する。 1 70歳未満の者 ① 低所得者 35,400円 ② 標準報酬月額が56万円以上の者(上位所得者) 139,800円+(医療費-466,000円)×1% ③ ①・②に該当しない者 72,300円+(医療費-241,000円)×1% 2 70歳以上の者 (1) 入院療養の場合 ① 低所得者Ⅰ(被保険者及び全ての被扶養者の所得が一定の基準に満たない者)：15,000円 ② 低所得者Ⅱ(市町村民税非課税世帯の者(①に該当する者を除く。))：24,600円 ③ 一定以上所得者： 72,300円+(医療費-361,500円)×1% ④ ①~③に該当しない者：40,200円	左と同じ 左と同じ		

船員保険の職務外疾病部門と健康保険制度との比較

		船員保険法 (昭和14年法律第73号)	健康保険法 (大正11年法律第70号)	備	考
給 付	高額療養費				
	自己負担限度額	(2) 外来療養の場合 ① 低所得者Ⅰ・Ⅱ 8,000円 ② 一定以上所得者 40,200円 ③ ①・②に該当しない者 12,000円	左と同じ		
		a 外来一部負担金等合算 70歳以上の者が同一の月に受けた外来療養に係る一部負担金等を個人毎に合算した額が上記2(2)①～③の自己負担限度額を超える場合、その超える額を合算した額を高額療養費として支給	左と同じ		
		b 70歳以上一部負担金等世帯合算 70歳以上の者が、同一の月に受けた療養に係る一部負担金を合算した額からaによる外来の高額療養費の支給額を控除した額が上記2(1)①～④の自己負担限度額を超える場合、その超える額を高額療養費として支給	左と同じ		
		c 一部負担金等世帯合算 70歳以上の者の全ての一部負担金を合算した額(a又はbによる高額療養費が支給される場合は、その額を除く。)と70歳未満の者の21,000円以上の一部負担金を合算した額とを合算した額が上記1(1)①～③の自己負担限度額を超える場合、その超える額を高額療養費として支給	左と同じ		
		d 多数回数該当世帯の負担軽減 前12カ月間に既に高額療養費(70歳以上の外来療養に係るものを除く。)が支給されている月数が3カ月以上あるときは、4月目からの自己負担限度額は下記のとおり 1 70歳未満の者 ① 低所得者 24,600円 ② 上位所得者 77,700円 ③ ①・②に該当しない者 40,200円 2 70歳以上の者の入院療養 一定以上所得者 40,200円	左と同じ		
	e 長期高額疾病患者の負担軽減 血友病・人工透析を行う慢性腎不全・後天性免疫不全症候群(血液製剤の投与に起因するHIV感染者からの2次・3次感染者等に限る。)の患者については、自己負担限度額は月10,000円	左と同じ			
	f 高額療養費の支払の特例 70歳以上の者が同一の月にそれぞれ一の医療機関について下記の①又は②の療養を受けた場合、自己負担限度額を超える部分については現物給付 ① 入院療養 ② 在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養及び当該療養を受ける者が当該療養を行う医療機関から受ける外来療養	左と同じ			
		(施行令第10条)	(施行令第42条)		

船員保険の職務外疾病部門と健康保険制度との比較

		船員保険法 (昭和14年法律第73号)	健康保険法 (大正11年法律第70号)	備 考
給 付	傷病手当金	被保険者または被保険者であった者が資格喪失日前に発した疾病もしくは負傷またはこれに発した疾病のため職務に服することができないときはその期間支給する。 (第30条第1項)	被保険者が療養のため労務に服することができないときに支給する。 (第99条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病のため労務不能となり、かつ、給料の支払を停止された被保険者。 ・給付額については規定なし。 ・26週間または180日給付する。 (ILO第56号条約第2条)
	支給日額	標準報酬日額の6割	左と同じ	
	待期	なし	3日	
	支給期間(限度)	3年	1年6カ月	
	報酬との調整	なし	報酬を受けた期間について全部または一部不支給される。	
	資格喪失後の受給要件	<ul style="list-style-type: none"> 1 資格喪失前の傷病であること 2 受給していたかまたは受給する要件を満たしていること 3 資格喪失日前の1年のうち3カ月または3年のうち1年以上強制被保険者であったこと 	<ul style="list-style-type: none"> 1 資格喪失時に傷病手当金の支給を受けていること 2 資格喪失後継続して傷病手当金の支給を受けていること 3 資格喪失日前に被保険者期間が1年以上継続していること 	
	出産育児一時金 家族出産育児一時金	被保険者または被保険者であった者が分娩したとき、もしくは被扶養者が分娩したときに支給する。 (第32条第1項、第33条)	左と同じ (第101条、第114条)	
	支給額	定額(30万円)	左と同じ	
	出産手当金	出産のために労務に服さなかった期間について支給する。 (第32条第2項)	左と同じ (第102条)	<ul style="list-style-type: none"> 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。 船舶所有者は、出産後8週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。 (船員法第87条) 国内法令で定める (ILO第56号条約第5条) 使用者は、6週間以内に 出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 使用者は産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。 (労働基準法第65条) 使用者は、妊娠中の女子及び産後1年を経過しない女性(以下「妊産婦」という。)を重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。 (労働基準法第64条の3)
	支給日額	標準報酬日額の6割	左と同じ	
	支給期間	妊娠が判明した日から出産日後56日まで	出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日まで	
	報酬との調整	なし	報酬を受けた期間は全部または一部不支給	
	葬祭料(埋葬料)	被保険者または被保険者であった者の遺族であって葬祭を行う者に対し、支給する。 (第50条ノ9)	被保険者が死亡したとき、その者により生計をしていた者であって埋葬を行うものに対し、支給する。 (第100条)	<ul style="list-style-type: none"> 国内法令により遺族に対する現金給付または埋葬費の支弁 (ILO第56号条約第6条)
	支給額	標準報酬月額ノ2カ月分 最低保障10万円	標準報酬月額ノ1カ月分 最低保障10万円	
	家族葬祭料(家族埋葬料)	被扶養者が死亡したときは、被保険者に対し、支給する。 (第50条ノ10)	左と同じ	
支給額	標準報酬月額ノ1.4カ月分 最低保障10万円	10万円		

船員保険の職務外疾病部門と健康保険制度との比較

		船員保険法 (昭和14年法律第73号)	健康保険法 (大正11年法律第70号)	備	考
負 担	保険料率	標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれ 91/1,000 (疾病任意継続被保険者は、標準報酬月額の105/1,000)	標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれ 82/1,000 (任意継続被保険者は、標準報酬月額の82/1,000)		
	国庫負担	事務費 全額 給付費補助 30億円	事務費 全額 保険給付 13.0% 老人保健拠出金 16.4% 介護納付金 16.4%		